

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、雇用期間を平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとしてA県A市所在のB会社（以下「本件会社」という。）に臨時雇用され、同年〇月〇日、初出勤の予定であったが、仕事に対する不安で前夜一睡もできなかったことから欠勤して、Cクリニックに受診し「不安神経症、非器質性不眠症」と診断された。請求人によれば、入社前の同年〇月〇日に開催された本件会社の歓送迎会に出席した際、入社後に上司となる者から高圧的に話しかけられたこと等から仕事に対する不安が大きくなったという。

請求人は、同年〇月〇日から出勤して業務に従事したが、その後、上司からの暴力、強迫、排斥等のいじめにより症状が悪化したとして、同年〇月〇日、同クリニックに受診し「軽症うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害及びその悪化が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 精神障害の発病の有無及び発病時期についてみると、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及び労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の平成〇年〇月〇日付け意見書並びに請求人の症状の経過等に照らし、当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病した後、症状が悪化し、同年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病エピソード」となったものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発病したと認められるところ、発病前おおむね6か月の間において、本件会社その他への就労の事実はないことから、本件疾病の発病は、業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、本件会社での勤務に先立って、同年〇月〇日に本件会社の歓送迎会に出席しており、当日、入社後に上司となる者の話し方が高圧的であ

つことで、仕事に対する不安が大きくなったと述べているが、決定書理由第2の2(2)イに説示のとおり、当該歓送会への参加は任意であり、歓送迎会への出席を業務と見ることはできず、さらに、業務指導や叱責を受けた事実もなく、上司とのトラブルに該当する出来事は認められないことから、当審査会としても、業務による心理的負荷があったとはいえないものと判断する。

- (4) 請求人に発病した本件疾病は、上記(1)のとおり、悪化したものと認められるところ、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱ふとされている。

請求人は、本件疾病の悪化前おおむね6か月間において、①上司・同僚から嫌がらせ、いじめ、暴行を受けた、②上司・同僚からセクシャルハラスメントを受けた、③工具を紛失した責任を問われた旨主張しているが、一件記録を精査するも、決定書理由第2の2(2)イに説示のとおり、同主張は、いずれも「特別な出来事」に該当する出来事とは認められない。したがって、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病が業務によって自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないものと判断する。

- (5) なお、請求人のその他の主張も子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。